

インドネシア：個人情報保護法の政令案の公表

アジアニュースレター

2023年10月12日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Sinta Dwi Cestakarani¹](#)

scestakarani@wplaws.com

[Kathleen Cateliya¹](#)

kcateliya@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Andhika Indrapraja¹](#)

aindrapraja@wplaws.com

インドネシア政府は、個人情報保護法を施行するための政令案(以下「政令案」といいます。)を公表しました。

政令案により、個人データに関する違反の通知手続きや、様々な関連文書において個人データ処理のために必要となる要件など、個人情報保護法に関する多くの点が明確になると期待されています。

政令案は、2024年に制定される見込みです。

なお、この政令案における重要な点は以下の通りです。

1. 管理者の義務の具体化

政令案は、より一般的な内容を規定している個人情報保護法とは異なり、個人データの収集、保存、分析、更新、公表、移転、削除など、個人データの処理の各段階を通じて、個人データ管理者(以下「管理者」といいます。)の詳細な義務を規定しています。

例えば、政令案は個人データの保存に関して、管理者に対し、(i)データ暗号化またはマスキングの実施、バックアップコピーの作成、データ暗号化またはマスキングのバックアップコピーへの適用、及び(ii)個人データの保存場所の記録または文書化などを求めています。

管理者には、個人データ主体の安全・利便性を向上させるため、個人データ主体が管理者と直接連絡できる通信回線を設置することが義務付けられています。

2. 同意取得のための具体的ガイドライン

政令案は、個人データ主体から管理者がどのように同意を得ることができるかについて、電子的手段(記載欄

¹ 提携事務所所属

や他の承認機能など)によるものを含め、より詳しく規定しています。この点は、個人情報保護法では規定されておらず、これまで未解決であった論点について明らかにするものです。

3. 個人データに関する違反の通知

政令案は、管理者が個人データに関する違反を知った時点から、72 時間以内にデータ主体に当該違反を速やかに通知する必要があることを明確にしています。ただし、当該違反が個人データの開示につながらない場合、この通知要件は適用されません。

4. 国外への個人データの移転

個人情報保護法は、譲渡人が指定した国（外国）において少なくとも個人情報保護法と同じレベルのデータ保護法を有することを確認している限りにおいて、個人データを当該指定国に移転することを認めています。しかしながら、個人情報保護法は、このような国外の規制の十分性について、評価基準を規定していません。政令案は、以下の具体的な基準を規定することにより脱法を防止しています。

- (a) 指定国が個人データ保護のための規制を整備していること。
- (b) 指定国に個人情報保護のための監督委員会があること。
- (c) 指定国が個人情報保護に関する国際条約・規約を締結しているか、または同条約・規約が適用されること。

5. 個人データに関する契約及び文書の標準条項

政令案では、個人データ主体の保護を向上させるため、(i)管理者と個人データ処理者との契約、(ii)共同管理者のための共同契約、及び(iii)個人データ保護の障害に関する通知条項などを含む標準的な書式や条項を定めています。

当事務所は本件について注視しておりますので、進捗があり次第更新いたします。本ニュースレターについてのお問い合わせは、当事務所の弁護士にご連絡ください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com